令和6年第2回砂川市議会定例会

令和6年6月20日(木曜日)第4号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 報告第 4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 5 報告第 5号 事務報告書の提出について

日程第 6 報告第 6号 監査報告

報告第 7号 例月出納検査報告

日程第 7 意見案第1号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元及び高校に関わる支援など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

山下克己君

伊藤俊喜君

日程第 2 議案第 5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 報告第 4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 5 報告第 5号 事務報告書の提出について

日程第 6 報告第 6号 監查報告

報告第 7号 例月出納検査報告

日程第 7 意見案第1号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元及び高校に関わる支援など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

○出席議員(13名)

議	長	多比	化良	和	伸	君	副請	養長	小	黒		弘	君
議	員	是	枝	貴	裕	君	議	員	石	田	健	太	君
		伊	藤	俊	喜	君			Щ	下	克	己	君
		高	田	浩	子	君			鈴	木	伸	之	君
		中	道	博	武	君			水	島	美喜	事子	君
		沢	田	広	志	君			武	田		真	君
		辻			勲	君							

○欠席議員(0名)

- ○議会出席者報告○
- 1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂	Ш	市		長	飯	澤	明	彦
砂川市	教育委	美員会	教育	長	髙	橋		豊
砂川	市監	蓝 査	委	員	中	村	_	久
砂川市選	選挙管理	里委員会	(委員	長	千	葉	美 由	紀
砂川市	農業	委員会	会 会	長	関	尾	_	史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副			市			長	井	上		守
病	院	事	業	管	理	者	平	林	髙	之
総兼	会	務 計	. %	部 管	理	長 者	板	垣	喬	博
総	務	部	1	審	議	監	安	原	雄	二
市		陪部			長	堀	田	_	茂	
保	健	福	i 1	址	部	長	安	田		貢
経	済		部			長	野	田		勉
経	済	部	5 5	審	議	監	畠	山	秀	樹
建	設			設 部		長	斉	藤	隆	史
病	院	事	i Ž	务	局	長	朝	日	紀	博
病	院	事	務	局	次	長	為	国	泰	朗

 総
 務
 課
 長
 岩
 間
 賢一郎

 政
 策
 調
 整
 丟
 插
 真
 樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 東 正. 人 導 参 雅 宏 指 事 堤 教育委員会技監 徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 川 端 幸 人

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 板 垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長野田勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 玉 修 事 局 次 長 安 武 務 浩 美 事 係 長 野 荒 広 務 局 邦 事 務 局 係 長 佐々木 健 児

- ◎開議宣告
- ○議長 多比良和伸君 ただいまから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。 直ちに議事に入ります。
 - ◎日程第1 一般質問
- ○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。 山下克己議員。
- 〇山下克己議員 (登壇) 皆さん、おはようございます。それでは、私から大きく1点についてお伺いいたします。
- 1、家庭動物の愛護及び管理について、令和2年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(以下、改正動物愛護管理法という。)が施行され、動物の所有者、または占有者の責務規定の拡大や犬及び猫の繁殖制限の義務化、動物殺傷罪等の厳罰化など大きく改正されました。犬や猫などの家庭動物、いわゆるペットが人や家族に与えるよい影響は多いものの、衛生面などの問題も抱えており、特に近年多頭飼育崩壊が顕在化してきており、砂川市においても実際に何件かの事例が起きています。環境省による動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針においては、全ての地方公共団体の関与の下に動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながらその施策の展開を図っていくことが肝要であり、動物の愛護、管理に関する課題の解決は地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の解決を図る視点が必要とされています。家庭動物の愛護及び管理に関して、今後ますます直接市民と接し、住民対応の窓口となる市の役割は大きくなるものと考えられますが、以下の点について伺います。
 - (1) 市に寄せられる家庭動物に関する相談や対応の状況について。
 - (2) 改正動物愛護管理法をはじめ、動物愛護に関する周知、啓発活動の状況について。
 - (3) 犬や猫の不妊、去勢手術に対する補助事業を創設する考えはないか。
 - (4) 高齢者や長期入院者などの家庭動物の引取りを支援する考えはないか。
 - (5) 災害時における家庭動物の保護に対する市の考えについて。
 - (6) 家庭動物の愛護及び保護のための施設を整備する考えはないか。

以上をお伺いいたします。

- ○議長 多比良和伸君 市民部長。
- ○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 大きな1、家庭動物の愛護及び管理についてご答弁 申し上げます。
 - 初めに、(1) 市に寄せられる家庭動物に関する相談や対応の状況についてであります

が、飼い主から自ら飼育している家庭動物に関しての相談を受けたことはありませんが、 猫が多頭飼育崩壊の状況となっていることが確認され、その後飼育者からの依頼で愛護団 体により引き取られた事例があったほか、散歩中の犬のふんの放置について一般市民から の相談が寄せられるケースがあることから、広報や看板設置による啓発や周知を行ってい るところであります。

次に、(2)改正動物愛護管理法をはじめ、動物愛護に関する周知、啓発活動の状況についてでありますが、動物愛護管理法の運用に関しては都道府県が主体的役割を担っていることもあり、北海道からの各種啓発ポスター掲示依頼への対応や砂川市衛生組合の協力により広報配布物への啓発記事の掲載等を行い、周知を図っているところであります。

次に、(3) 犬や猫の不妊、去勢手術に対する補助事業を創設する考えはないかについてでありますが、動物愛護管理法では動物の所有者の責務として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚し、適正に飼育することや所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼育することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずることについて規定されており、このことからも基本的には不妊、去勢手術に必要となる経済的な負担については動物の所有者が負うべきものであることから、現状不妊、去勢手術に対する補助事業の創設は考えていないところであります。

次に、(4) 高齢者や長期入院者などの家庭動物の引取りを支援する考えはないかについてでありますが、動物愛護管理法の規定により、犬及び猫の引取りは都道府県の所管業務であることから、市民から犬及び猫の引取りについて相談があった際には北海道空知総合振興局や滝川保健所と連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

次に、(5) 災害時における家庭動物の保護に対する市の考えについてでありますが、 現時点で具体的な対応を想定したものはございませんが、災害時であっても飼い主は適正 に家庭動物を飼育、管理する責務を負うことから、環境省が策定した人とペットの災害対 策ガイドラインでは、平常時、災害時に飼い主が行うべき対策について整理されており、 都道府県や市町村に対してはこれらの普及啓発が求められていることから、北海道と連携 して対応してまいりたいと考えております。

次に、(6)家庭動物の愛護及び保護のための施設を整備する考えはないかについてでありますが、施設整備のためには多額の費用を要すること、動物を適正に飼育、管理するためには相応の人員配置等が必要であるため、現状ではそのような施設設置の予定はありません。動物愛護管理法の規定により、これらの業務についても都道府県が主体となり実施するものであり、北海道においては本年4月に北海道動物愛護センターが開設され、保健所で一定期間収容された犬、猫の引取りや飼育、譲渡等の活動を行うとともに、動物愛護の普及啓発や関係団体との連絡調整も行うとのことから、家庭動物の愛護及び保護に関しての取組が一層推進されるものと考えており、今後も北海道と連携を図りながら家庭動物の愛護及び保護について対応を進めてまいりたいと考えております。

- ○議長 多比良和伸君 山下克己議員。
- ○山下克己議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

現在多頭飼育に関する相談等は、直接北海道や愛護団体に行っているというような答弁だったかと思うのですけれども、実は昔の新聞とかを見ていると過去に砂川で起きた多頭飼育の案件では市民部と愛護団体が協力して対応しているというような記事を見たことがございます。確かに飼育崩壊が進んで引取りなどの段階になってしまうと市に相談という段階を過ぎるのかなとは思うのですけれども、その前段としてどんどん殖えていってどうしようかなと思っているときや誰に相談していいか分からないというようなときは、市民にとって一番身近な行政機関である市に相談できれば、その後の大きな問題に発展することはないのかなと思います。また、市の福祉だとか、例えば生活保護とか、住宅とか、そういう担当者が異常に気づいたり、相談を受けることもあるのではないかと思うのですけれども、そういう情報が一元化されることでそういう対応が遅れることがないということにつながればいいのかなと思うのですけれども、まずは市民が気軽に相談できるようにするということが大切だと考えますが、改めて市の考えについてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 飼育されている動物が徐々に繁殖していったときの相談窓口というところでございますけれども、飼育している動物が繁殖し過ぎないように適正に育てていただきたいというのがこちらの願いではありますけれども、飼育崩壊や、もしくはそれに近いような状態である当事者や、また近隣の住民から相談を受けた場合は当然市でできることは、その相談者がどういうような状況かというのもお聞きしますし、その後北海道や保健所と連携して対応したいと考えております。また、先ほども申しましたが、法律にもみだりに繁殖して適正に飼育することが困難とならないようにするのが所有者の責務とされておりますので、適正に飼育している方がほとんどだとは思いますが、適正飼育が困難な状態にならないよう、周知や啓発等にも努めたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

〇山下克己議員 今ほどの答弁でいろいろ相談の窓口ということも進めていくということですので、全てを解決することは市の段階では難しいと思いますので、関係機関ですとか関係団体とつなぐということが非常に大事になると思いますので、その辺を含めて進めていっていただければなと思います。

次の(2)の周知、啓発活動についてですけれども、啓発ポスターというのは動物愛護の具体的内容まで載せているものではないと思いますし、衛生組合の広報は動物のふんの放置など、そういうことを防止しましょうということが中心かなと思います。法の趣旨、内容を伝えることが今改正があったということも含めて大事なのかなと思います。改正動物愛護管理法では、虐待や遺棄など、この法律に違反した場合、最高で5年以下の懲役、または500万円以下の罰金刑に処せられる可能性があります。非常に重い罰金刑が規定

されております。また、虐待には、傷つけたりする行為のほかにも、必要な世話を怠ったり十分な餌や水を与えないという行為も含まれるとなっております。また、遺棄については、動物を飼えなくなったときに捨てること、そういうことも該当するということですから、例えば野良猫に餌を何回かあげてしまったりするとそれはもう飼っている状態と同様と判断されますので、その猫を、餌をあげられないとなってどこかに捨てたりすると遺棄したことになる可能性もある、そういう法律になっております。市民がこの法律の内容を知らないことで誤った行動となることを防いで、家庭動物が不幸にならない、そういうためにもより具体的な周知、広報活動が必要と考えますけれども、市の考えをお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 ただいま議員から動物愛護管理法の中の動物虐待についてご指摘がありましたが、ポスターでいいますと動物愛護の関係と虐待や遺棄の関係のポスターもあることは事実です。ご指摘があったように、動物愛護管理法の改正によって動物の虐待等に対する罰則が厳罰化されております。動物愛護につきましては環境省や北海道のホームページに詳細が提供されておりますので、市のホームページにそれらの法律や国や道のホームページのリンクを掲載したり、広報、公式LINE等で積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

〇山下克己議員 今ほど答弁があったとおり、周知の方法としては広報すながわ、ホームページ、あとはチラシの作成なんていうのもあるのかなと思いますけれども、市民にとっては広報すながわが一番身近で見る機会の一番多いものかなと思います。そういうものを含めて積極的な広報活動を今後ともお願いしたいと思います。また、昨年空知総合振興局が作成した振興局と市町村の連名でそういうものを周知するチラシというのを私はちょっと見たことがあるのですけれども、北海道等とぜひ連携して、より効果的な周知活動を検討いただければなと思います。

続きまして、(3)の件でございますが、答弁にあったとおり、一義的には飼い主の責任、これは当然のことかなと理解できますが、先ほどもここで話をさせていただいておりますけれども、飼育崩壊につながるような事例の場合、数匹から数十匹、下手したら百何十匹という例もあるぐらいで、処置が必要になってきます。経済的な負担はそういう場合は非常に大きくなりますし、避妊、去勢手術を迷っている間に自分ではどうにもならない、あっという間に殖えて、そういうような状況になることもあります。

最近道内でも幾つかの自治体でこのような補助条例制定の動きが見られます。北見市では個人向け、函館市では地域猫活動に取り組んでいる団体への補助制度をつくっています。 この動きは、飼育崩壊、こういうことが大きな社会的な課題になっているということでこういう動きになっているのかなと思いますけれども、現に砂川市でもこの七、八年の間に 私が把握している中でも少なくても3件の飼育崩壊の事例が発生しています。もちろんこういう条例をつくる場合、誰でもということではないのですけれども、例えば条件を決めたりとか、所得制限を加味するとか、そういうことをやりながらこういう条例の制定を検討いただけないものかなと思いますけれども、改めて検討の考えはないかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 犬、猫の不妊、去勢手術に対する補助の条例の制定という趣旨だと思いますが、先ほども申しましたけれども、飼育している動物がみだりに繁殖しないように適正に飼育するのが所有者の務めであるというのが法律にも定められていることがありますし、調べた中では北見市でも不妊、去勢手術に対する補助があるようです。何点か条件はありますが、飼い犬、飼い猫、また飼い主のいない猫、いわゆる地域猫に対して一定程度の補助があるようです。議員ご指摘のあった函館でもそのような補助が始まったということで、あと日本動物保護センターのホームページに掲載されている情報では、旭川市、下川町、共和町、蘭越町が地域猫を対象に不妊、去勢手術の補助等、無料でやったりとか、そういうことがあるようです。現状として一部の自治体で取組が行われているようですけれども、先ほども申しましたが、動物愛護管理法では動物の所有者は、みだりに繁殖し、飼育が困難とならないように適切な処置を講ずるのは所有者の務めというところもございますので、現状としては当市では条例制定というところは考えておりませんけれども、そのような周知、啓発の継続と先行地の状況調査や情報収集は引き続き行ってまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 引き続き調査研究いただければなと思うのですけれども、基本的にペットショップとか、そういうところで売っている猫については避妊手術するとか、そういうことは条件になっていますので、そういう猫や犬に関しては全然心配ないのかなと思うのです。保護猫とか保護犬、そういうような場合にいろいろな問題が出てくるということで今回こういう提案をさせていただいておりますので、ぜひ検討いただければと思います。

(4)についてですけれども、高齢者は現在飼っているペットを自分に何かあったらどうしようかなと考えたり、本当はペットを飼いたいのだけれども、最後まで面倒が見られるか不安で飼うことができないという方もいるのだろうと思われます。また、一人で暮らしている方などは急に入院となるような場合もあるとは思うのですけれども、そういう場合、すぐに対応を求められた場合、知人や業者などを頼るしかないのかなと思います。先ほどの答弁では、多分最終的に行き場がなくなった場合の観点で答弁をいただいたのかなと思いますけれども、例えば一時的な預かりだとか、いざというときの引取り先の相談、愛護団体などとのネットワーク、こういうことが重要になってくるのかなとは思いますけれども、市民が安心してペットを飼うことができる環境づくり、そういう観点でいま一度

引取りなどの支援について市の考えをお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 高齢者や長期に入院される方の一時的なペットの預かりというところでございますけれども、犬及び猫の引取りは都道府県の所管であり、重複しますが、市が引取りに対応するものではないということもあります。一時的に預かる施設もございませんし、市民からそういう相談があった場合、どういうところが引取り可能なのか、また一時的に預かることができる施設があるかというのはこちらから相談者へ関係団体等の情報をお伝えするなどのほか、当然北海道や保健所、または動物愛護団体等へ情報提供を行って連携を行い、そのような引取りが可能なのか、また一時的に預かることができるか、そういう団体の情報をこれもホームページ等で掲載しておけばそこを見ていただくこともできるでしょうし、繰り返しになりますけれども、広報や様々な媒体を使って周知、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

〇山下克己議員 ある札幌の愛護団体があるのですけれども、そこでやっている制度で永年預かり制度というのがありまして、高齢や持病があり、猫の飼育を諦めている人にその団体にいる保護猫を預かってもらうという形にして、家庭で一緒に過ごしてもらい、ご本人に何かあれば、その保護団体に猫をお返しするという制度があって、そういうことを行っている保護団体があるのです。市が直接このような活動をするということは困難かとは思いますけれども、市民の動物愛護の思いを酌んで、ぜひいろいろな形で情報提供に取り組んでいただければなと思います。

次の質問、(5)ですけれども、近年大規模災害が各地で起こっており、その際避難所に入らなければならない状況にある方がペットを飼っている場合、そこまではペットを連れていくことは可能なのでしょうけれども、避難所に入れないというような状況が起きているということが度々ニュースなどで取り上げられております。そういうときも、確かに一義的には飼い主の責任と言えるとは思うのですけれども、このことが足かせになって飼い主やペットに不幸な状況が訪れるということになっては動物愛護の精神からいえば違うのかなと思いますので、いろいろな準備をする必要があるのかなと思います。

先日、札幌市の動物愛護管理センターも行ったのですけれども、そこでは犬と猫の防災 手帳というものを作成して配布していました。この中には、被災したときの注意事項など のほかに、自分のペットだと分かるように写真を貼るスペースをつくるなど、いざという ときに困ることのないような、そういう役立つような手帳を配布しておりました。また、 北海道が新設した動物愛護センターも見学させていただいたのですけれども、その施設は 実は建物がユニット式になっておりまして、災害が起きた際はそのユニットをトラックな どに載せて現地で保護活動を行えるようにというようなことを考えて造られておりました。 北海道も、そのときにお話を聞いたのですけれども、災害時における家庭動物の愛護、管 理については現在様々な検討を進めているということでした。先ほどの答弁でも北海道と連携して対応していきたいということでしたので、市としてもできることを積極的に進めることが必要なのかなと、北海道だけではもちろん足りない、できないこともたくさんあると思いますし、先ほど言った北海道動物愛護センター、こちらの守備範囲は石狩、空知、後志、胆振、日高とか、そういうところまで非常に広範囲のところを1つのセンターで見なければならないということですので、市の役割というのはいざというときに非常に重要になると思うのです。そういうようなことを含めて、改めて市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 災害時のペットの保護というところでございますけれども、北海道の動物愛護センターのような災害時の家庭動物の保護施設を市で準備するのは現実的にはなかなか難しいと考えているところでございます。災害が発生する前に市がふだんからできることは、平常時、災害時に飼い主が行うべき対策について周知、啓発を図ることであると考えており、都道府県や市町村に対してはこれらの普及啓発が求められていることから、先ほどからくり返しになりますけれども、周知、啓発は市のホームページや様々な媒体で対応してまいりたいと考えておりますし、北海道やそういう保護団体とも連携しながら、どういうような対応ができるのか、これからも研究を重ねてまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今は各地で災害が起きており、いつ、どこで起きるかというのは本当に 分からないですし、それが広範囲になったときは北海道だけに頼るわけにもいかなくなる 状況も十分考えられますので、ぜひ市としてもそういう対策というのは事前に考えていく 必要があると思いますので、今後とも検討等をお願いしたいと思います。

次に、(6)の施設の関係ですけれども、おっしゃるとおり、市が動物愛護センターのようなものを直接運営、管理することは難しいと思います。ただ、動物愛護のために空き施設等を民間団体や企業等に提供したり、そういうところと連携して運営していくということは検討の余地があるのかなと思います。一昨日の一般質問で、閉校後の学校施設の利活用について今後全庁的な検討を行うとありましたけれども、そういうものを利活用して市民部としてどうするということを検討するのも一つの手かなと考えます。

例えばなのですけれども、私は市民の方から意見をいただいたことがあるのですけれども、冬でも安心して使える屋内ドッグランを造るというのはどうでしょうかって言われたことがあるのです。それを聞いたときに、なかなか道らしくていいアイデアだなと思ったのですけれども、そのほかにももちろん災害時や一時的な保護犬、保護猫の保護活動にも使える。また、保護犬や保護猫の譲渡会ですとか、あとは保護猫などがいた場合に出張で避妊、去勢手術をしてくださる先生が道内にもいらっしゃるのです。そういう場合にどう

しても水と電気というのは必須で、それがあればどこでも手術とかができるという状況と いうことを聞いたことがあるのですけれども、そういうことに利用するということも動物 愛護からいけばいいのかなと思います。私も実際に猫2匹飼っているのですけれども、猫 と一緒に泊まれるホテルとか旅館というのは今まで一度も見たこと、聞いたことはないの です。専用の施設を造るということではないのですけれども、例えばふだんから災害時の 保護施設として機能を持っていれば、ペット同伴の旅行者の宿泊施設としての利用とかも 可能になるのかなと思うのですけれども、自分のペットと一緒に旅行できるというのは非 常に動物を飼っている人にとって大きな喜びだと思うのです。猫なんかは1日、2日は置 いていっていいって言うのですけれども、そういう施設、そういう旅館とかがあれば家に 猫とか動物を置いていくという、置いてきぼりにすることもなくなるかもしれないですし、 そういういろいろな意味で動物や飼い主の視点で考えていけば、動物愛護の施設、保護だ けの施設ではなく、いろいろな活用のできる施設というのはいろいろな可能性が出てくる のかなと思います。市が先ほど言ったように直接管理運営するというのはかなり難しいこ とだとは思うので、動物愛護団体ですとか、ペット関連の民間企業、そういうようなとこ ろと協力、連携してやっていくということもまちの活性化にもつながっていくのかなと思 います。こんな使い方に学校施設等も利用できれば非常に動物愛護、管理のために役立つ と思うのですけれども、市民部としてそのような動物愛護のためにいろいろな市の施設な んかを利用するという考えはないのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 市民部というか、市として動物愛護、管理に関する施設の整備、施設の活用についての考えは今のところ現時点ではございませんが、ご指摘のあった学校統合後の空き施設の活用について、全庁的な検討の場ということが先日の答弁でありましたけれども、私がここで学校のことをどうのこうのとは言えませんけれども、そういう全庁的な会議の場があった段階で、もしそういう施設を活用したいというような民間の団体から、私どもでもいいですけれども、そういう相談があった場合はその場において情報提供ということで意見を上げることはできると思って、そう考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほど相談があったらというようなお話だったのですけれども、そういう利活用の意見を聞いているという状況とかも分からなければ、向こうからいきなり相談というのはなかなかないかなと思うのです。ぜひ積極的にそういうことを、積極的と言うのかどうか分からないですけれども、いろいろな方とこういう話を動物愛護に関して情報交換する中で、どういう希望があるかとか、そういうことも聞いたりして、そういうことを今後の施策に、施設利用とかにもつなげていっていただければなと思いますが、その辺についていかがでしょうか。今ほどは向こうからというようなことでしたけれども、ぜひ積極的にということではそういう活動につなげていっていただく考えはないかお伺いいた

します。

- ○議長 多比良和伸君 市民部長。
- ○市民部長 堀田一茂君 学校の空き施設というところでご答弁申し上げますと、先ほど検討の場が今後あるような話もありますので、そういう中で私どもとしてこういう動物愛護の関係で保護の施設も必要だから、そうしてくれという話まではできないかもしれませんけれども、可能性はどうかという意見は上げられると思っております。
- ○議長 多比良和伸君 山下克己議員。
- ○山下克己議員 ぜひ広くいろいろな意見を聞いて、今回は動物愛護ということでお話を していますけれども、いろいろな検討の価値があると思うので、いろいろな視点で進めて いただければと思います。その点で今回は分かりました。

市長は、現在子育でするなら砂川というような、そう思ってもらえるまちづくりを進めています。我が国の15歳以下の人口は現在1,900万人を下回っています。ある民間団体の調査では、令和4年度の段階で犬、猫の推計飼育頭数は1,600万頭弱という結果が報告されておりますけれども、この統計に表れない犬、猫やその他のペットにしている動物もたくさん存在しています。ペットを飼っている人というのは幅広い世代の方が様々な動物を飼育されているということです。1回目の質問でも言ったのですけれども、家庭動物の愛護、管理に取り組むことは地域づくり、社会福祉、公衆衛生の社会課題解決にもつながると思います。ペットを飼うなら砂川、動物愛護のまち砂川、こんなイメージを広く持ってもらえるような、そんなまちづくりも実は悪くないのではないかなと私は思っております。ぜひ動物愛護、管理、そういうことを視点に前向きな検討を今後ともお願いしたいなと思います。改めて市としての考えがあればお伺いしますが、それではこれで私は終わります。

- ○議長 伊藤俊喜議員。
- ○伊藤俊喜議員 (登壇) それでは、通告に基づいて私から大きく2点質問をいたします。

まず、大きな 1 点目ですが、砂川市立病院における病室でのWi-Fi 環境整備についてであります。スマートフォン利用が全世代に浸透し、いつでも、どこでもインターネットを利用することが当たり前となっている中、病院における快適なWi-Fi 環境整備はもはや必須と言ってもよい時代となっています。Wi-Fi 整備を行うとオンラインでの面会が可能になり、入院中の寂しさや不安が紛れるとともに、仕事などもタブレットやパソコンで行うことが可能となり、入院中の時間を有効活用できます。また、他施設との差別化を図ることもできます。現在砂川市立病院では入院患者が利用できるWi-Fi 環境整備は整っていませんが、どのような現状となっているのか。また、今後の対応についてお伺いいたします。

続いて、大きな2点目であります。文化団体とスポーツ団体における遠征費補助につい

てであります。昨年9月に行われた市議会定例会において、私は文化団体及びスポーツ団体における遠征費補助について現行の制度では団体によってばらつきが見られることから、その改善を求める一般質問をしましたが、その際の髙橋教育長の答弁は、まずは文化団体、スポーツ団体(に所属する各団体)から聞き取りを確認させていただきたい。(スポーツ団体、文化団体に)、この括弧内は私の補足です。格差が生じているのかどうなのか十分に検討し、必要があれば協議検討させていただきたいとありました。しかし、年度が替わった今年4月段階においても全ての団体への聞き取りを終えていないことが分かりました。そこで、以下の2点について伺います。

- (1) 砂川市スポーツ協会及び砂川市文化協会の加盟数は幾つあり、このうち聞き取り を済ませた団体数、聞き取りを済ませていない団体数について。
 - (2) 聞き取りが止まっている理由について。

以上、この場における1回目の質問とさせていただきます。

- ○議長 多比良和伸君 病院事務局長。
- ○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな1の市立病院における病室でのWi-Fi環境についてご答弁申し上げます。

初めに、医療機関でのWi—Fiの整備状況につきましては、関係省庁や不要電波障害等に関する団体等で構成される電波環境協議会が公表している医療機関における適正な電波利用推進に関する調査の結果では、Wi—Fiを導入している医療機関は2020年度88.7%、2022年度91.6%、そのうち患者や外部訪問者のインターネット接続用Wi—Fiは2020年度30.8%、2022年度41.7%となり、患者等が利用できるWi—Fiが年々普及しているところであります。また、中空知管内の自治体病院における患者等が利用できるWi—Fiの環境整備状況としましては、外来ロビーと病棟、食堂にて利用できる療養型病院が1施設のみとなっております。

当院におけるWi—Fiの整備状況につきましては、1つ目に業務用として電子カルテとノートパソコン、患者認証用携帯情報端末PDA、各種検査機器との記録や検査データ等を送信するための医療情報システム用、2つ目に医療スタッフの学習サイト、e ラーニングの視聴とオンライン面会の際に病棟内で使用するノートパソコンの接続用、3つ目に2階職員休憩室に職員用フリーWi—Fi、4つ目に1階売店横の入退院センター待合、2階食堂横のラウンジに利用者登録により使用できる患者用フリーWi—Fi、合わせて4系統を整備し、それぞれが電波干渉しないように管理運営しているところであります。病室で患者が利用できるWi—Fiにつきましては、入院中に病気や治療の情報検索やコロナ禍による面会制限の際に家族とのオンライン面会等に有効との考えから、Wi—Fiの導入を検討いたしましたが、費用面や電波干渉の問題等があったため、病室での環境整備には至っていない状況であります。今後については、全国の導入状況や道内、近隣の導入状況を踏まえ、先進事例も参考に当院のWi—Fi環境の在り方について検討も必要であると考えて

いるところであります。

- ○議長 多比良和伸君 教育次長。
- ○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、私から大きな2、文化団体とスポーツ団体における遠征費補助についてご答弁申し上げます。
- (1)砂川市スポーツ協会及び砂川市文化協会の加盟数は幾つあり、このうち聞き取りを済ませた団体数と聞き取りを済ませていない団体数についてでありますが、初めに砂川市スポーツ協会につきましては22のスポーツ団体が加盟しております。聞き取り把握については、同協会会長をはじめ、役員の方々には聞き取り把握の趣旨についてお話をしていたところですが、加盟団体の聞き取り把握はこれからの状況でございます。次に、砂川市文化協会につきましては、13の文化団体が加盟しております。聞き取り把握につきましては、昨年同協会にご意見をお聞きした上で、全ての団体に対して実施し、これに加え、道内34市や中空知5町の大会遠征費に関する補助制度についても現状把握を行ったところであります。
- 次に、(2) 聞き取りが止まっている理由についてでありますが、現状においては各スポーツ団体の聞き取り把握実施に向けまして調査票原案の作成をしている状況であります。スポーツ団体の遠征費の聞き取り把握については、継続して行う必要があると考えておりますので、速やかに着手し、早急に取りまとめを行うこととしております。
- ○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員の再質問は休憩後に行います。
 - 10分間休憩します。

休憩 午前10時48分 再開 午前10時58分

- ○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。

伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 1回目の答弁ありがとうございました。Wi—Fiですけれども、先ほどの答弁から休憩を挟みましたので、おさらいしますと、患者用のWi—Fi整備率というのが全国調査で2020年度で30.8%、2022年度で41.7%になっているということです。この2年間で10ポイントも上がっているということは、恐らくこれはコロナ禍の中でオンライン面会などで必要になってWi—Fi整備率が上がったのではないのかなと推測されるわけですけれども、データの中では中空知で自治体病院の中では療養型の病院で1つのみが導入しているけれども、それは外来ロビーと食堂のみ使えるということで、今回私が質問している病室での利用というのは中空知では一つもないということが分かりました。そして、砂川市立病院では現在病室ではWi—Fiが使えないですけれども、1階の入退院センターの待合、そして2階食堂の横のラウンジで使用できるということが分かりました。1回目の質問でもしましたけれども、スマホの利用率というのは非常に世代を

超えて高くなってきております。インターネットの利用というのはもはやライフラインと 言ってもいいのではないかなと思います。

そこで、砂川市立病院では過去に入院患者からWi—Fi整備を求める声がなかったのかどうかについて、例えば病院の1階に入院患者の声を掲示するご意見箱というのがありますけれども、ここにWi—Fi整備をしてほしいという声はなかったのかお伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 Wi—Fiの整備に関するご意見箱への患者様からの声ということでございますが、要望件数につきましては大体年に1件から3件程度ございます。 年度別に申し上げますと、令和3年度と令和4年度がそれぞれ1件、令和5年度が3件、令和6年度、まだ途中ですけれども、1件というところであります。 具体的な要望内容ですが、入院病棟で患者が使えるフリーWi—Fiの設備が欲しいでありますとか、長期の入院の方のためにフリーWi—Fiを希望しますとか、あとこれは外来の患者さんだと思いますが、待ち時間が長いので、Wi—Fiを使えるようにしてほしいというような要望が来ております。また、これは患者さんではなくて職員からなのですが、病院の中に私にご意見箱をネット上から投稿できるグループウエアがあるのですが、そこにも外来の患者さんの待ち時間対策としてWi—Fiを設置してはどうかという職員からの提案もあったというところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございました。先ほどの1回目の質問で砂川市立病院では過去にWiーFiの導入を検討したことがある。しかし、費用面で見送ってきたというような内容を答弁していましたけれども、この点についてもう少し詳しく説明をお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 検討経過ということでございますが、コロナ禍になって面会制限を余儀なくされたと、それで患者さんあるいはご家族の利便性や療養環境の向上ということを目的に院内、これは病室だけではないのですけれども、院内全体にWi—Fiを設置したらどうだということを令和3年に検討した経過があります。通信の安定性を確保するために院内全域に有線LANを設置した上でWi—Fiのルーターを設置していくというときの見積りでは、非常に巨額な投資が必要ということが判明したのですが、具体的にはLAN工事であるとか、アクセスポイントの設置、あとはスイッチ機材、そういったものを含めて1億2,000万円ほどになったところです。その費用を捻出するために、当初クラウドファンディングとかも考えてはいたのですが、いわゆるクラファンの目標額と設置費用の乖離があまりにも大きくて、仮に半分の規模にしても6,000万ということになりますので、それで当時は断念せざるを得なかったというところでございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございました。1億2,000万円、すごい金額ですよね、Wi—Fiを整備するというだけで。本年度から市立病院では病院事業経営強化プランというのがスタートしていますけれども、この1億2,000万の支出となるととても大きな重荷になってくると思います。ただ、令和3年に導入を検討しようと、検討までしていたと、試算までしていたということですから、Wi—Fiの必要性だとか重要性というのはそのときから十分に感じられていたのではないのかなと思います。

そこで、病院全館で整備するということが望ましいのですが、これだけ多額の費用がかかるということであれば、もう少し部分的な例えば各階の談話室、デイルームというのですか、という場所に限定することで費用を抑えた中で整備をすることができないのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 部分的な整備ということですが、病棟の各階にある食事談話室、いわゆるデイルームへの設置であれば、これは実際に見積もらないと具体的な金額は出ませんが、3階から7階までの5か所となりますので、費用はかなり抑えられるのではないかと思います。ただ、一方で懸念される部分としては、デイルームへ移動できない患者さんはWiーFiを使えないことになってしまう。それから、デイルームに設置したWiーFiの電波をデイルーム近くの病室ではそれを拾ってしまう可能性がありますので、WiーFiを使える病室と使えない病室が出てきて、ちょっと不公平感が出てしまうのではないのかなと思いますし、特に差額ベッド料金を払って個室に入院されている方からそういった不満の声が出るのではないかと、そういったことを患者さんや家族、あるいは付添いの方を含めて許容していただけるのかなというところに若干懸念があります。不公平感なく、使いたい人がどこの場所でもWiーFiを使える環境というのが望ましいとは考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございました。Wi—Fiを談話室に設置するのが費用も抑えられて、ベストではないですが、環境を整えるという意味ではベターなのかなと思いましたけれども、今答弁のあったように談話室の近隣の部屋には電波が入るけれども、入る部屋と入らない部屋があって不公平感が出ると。特に、多分談話室から一番遠いところが個室になると思いますので、高い料金を払っているのに電波が入らないというところでクレームの対象になるという可能性が高いということだったと思います。

それで、今回の質問で部分的なWi—Fiも駄目ということも想定して質問をつくってきました。発想の転換といいますか、砂川市立病院で多額のWi—Fiを全館に整備する、もしくは部分的に整備するということではなくて、必要な人が応分な負担をしてポケットWi—Fiの持込みをすればいいのではないのかなと考えました。調べたところによると、東

京大学の附属病院ではWi—Fiボックスというものがありまして、その名のとおりWi—Fiの端末がそのボックスの中に幾つも入っていまして、これらは利用者の有料となりますけれども、当日の予約、当日の受け取り、こういうことができる貸出しのサービスとなっております。砂川市立病院で多額の費用負担が導入のネックとなっているのであれば、このようなWi—Fiボックスのような形で市立病院が貸し出すようなサービスを有償で行うことで、逆に利益につなげることができるのではないのかなと考えたのですけれども、このような形での導入ということができないのかお伺いいたしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 ポケットWi—Fiの貸出しサービスの存在というのは我々も認識はしていたところで、当院の売店を受託している業者さんは全国展開している業者さんなのですけれども、本州と四国と九州ではポケットWi—Fiのレンタルのあっせんを行っていると。ただ、北海道だけはやっていないと。それはどうしてですかという話をちょっと聞いたのですが、本州とかだと当日の15時までに申込みいただけると翌日に物が届くと。ただ、北海道の場合は翌々日になってしまうという、そういったことがあるので、北海道内ではWi—Fiのレンタルのあっせんはやっていないのですということのようでありました。また、そこの業者さんから聞いたのですが、Wi—Fiをレンタルで貸したとしても、結局接続方法が分からないだとか、そういったものを病棟の看護師さんにどうしても聞いてしまうと、そういうことが多いと。なので、導入している病院の病棟看護師さんからはあまり歓迎されていないというような話も聞いているところであります。

1回目でちょっと触れたのですけれども、もう一つ費用面以外で大きな課題がありまして、WiーFiの電波干渉なのです。電子カルテの通信障害への懸念があると。WiーFiの電波というのが2.4ギガヘルツ帯と5ギガヘルツ帯とありまして、それぞれメリット、デメリットがあるのですが、当院の電子カルテは2.4ギガヘルツ帯というのを使って電カルを運用しております。実際に、平成29年なのですけれども、病棟内で外部のWiーFiルーターと電波障害が発生をして電子カルテのネットワークがいっとき寸断したというようなこともあります。ただ、道内の病院でも調べたら病棟でやっているところもありますので、そこはどうやっているのかというと、電子カルテのネットワークシステムは5ギガ帯を使っていまして、そこが我々としてはなかなか踏み込めないところであります。病院としては、患者用のWiーFiをどうにか整備したいという気持ちはあるのですが、先ほど申した費用面、それから電波干渉という、この大きな2つの障害がありますので、今ほど東大病院の事例も伊藤議員からお話がありましたので、それらも含めてどういった形で、何か導入ができないのかというのは今後も調査研究したいとは思ってございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございました。費用面だけでなくて、電波干渉ということにも問題があるということで、砂川市立病院ではWi-Fiの導入までは至っていないという

ことが分かりました。病院の医療機器への影響をなくすという品質確保というのもすごく 重要なことであります。ただ、患者側のニーズとしては今後さらに高まってくると思いま すし、そして時代とともに病院でのWiーFiというのは恐らくスタンダードなものになっ てくると思います。WiーFiをはじめ電子機器というのは技術的に日進月歩のような状態 になっていますので、現時点では多くの課題があると思いますけれども、先ほどありまし たように全国には数多くの先進事例というのがありますので、ぜひ参考にしていただいて、 前向きに導入へ検討していただければなということをお願いして、1問目の質問を終えた いと思います。

続きまして、2つ目の再質問になります。次に、文化団体とスポーツ団体における遠征 費補助についての質問を進めてまいります。この質問は、昨年9月にほぼ同じタイトルで行ったものですが、中見が全く違います。単刀直入に言うと、仕事のスピード感についてであります。教育委員会の姿勢について問う質問になります。肝心の去年の9月に私がどんな質問をしたのかということについて、初めて聞く方もいらっしゃると思いますし、分からない方もいらっしゃると思いますので、ここで改めて簡単にご紹介、おさらいをしたいと思います。まず、文化団体に所属する市内の子供たちが不断の努力を積み重ねて頑張って全国大会に出場を決めたとしても、現在一切の遠征費の補助がありません。例えば皆さんの記憶にあると思いますけれども、市内の子供が民謡やピアノといった種目で全国に行っても、遠征費がなく、全て個人負担となっております。一方、スポーツ団体に所属する子供が全国大会に出場を決めた場合には一定の遠征費の補助があります。そこで、昨年の9月で私は、スポーツ団体と文化団体の違いがありますので、なぜなのかと、片方ではかわいそうではないかと、これを同じにするために制度を設けてはいかがなものだろうかといった内容の質問をいたしました。

そして、昨年の9月にはもう一つ質問しました。スポーツ団体の中には高齢者であってもスポーツを楽しみたいという人が所属する団体もあります。例えばということでゲートボール協会さんをケースにして紹介をいたしましたが、会員10人のうち、全員が70歳以上であって、そしてメンバー3人が運転免許を持っていましたけれども、昨年3人とも免許を返納して、誰も運転する人がいなくなった状態になってしまい、市外での大会があっても参加が厳しいというような状況になりました。また、子供たちが多く所属するサッカー協会さんも選手が団体で動きますので、地区大会予選も数多くありますが、この地区大会予選では遠征費が市の基準では出ないため、保護者の負担が大きいというような状況にあります。そこで、移動手段として地区大会であっても一定のルールの中でバス代など遠征費補助についての制度を設けてはいかがなものだろうかというような質問を昨年9月に行いました。

そこで、先ほどの1回目の質問で触れた昨年9月の髙橋教育長の答弁につながっていきます。今ここに昨年9月の議事録があるのですけれども、簡単に該当部分だけ読み上げさ

せてもらいたいと思います。先ほど教育次長からもお話をさせていただきましたけれども、まずは文化団体においてもスポーツ団体においても各団体の今までの活動費を含めた遠征費の考え方、これは十分に確認させていただきたいと思います。その上で、必要なものがあるのか、あるいは文化団体とスポーツ団体で同じようなものなのにそこに格差が生じているのかどうなのか、これは十分に検討させていただいて、必要であればこれは協議検討させていただきたいと思いますので、まずはスポーツ団体、文化団体全体の部分について聞き取り、確認をさせていただきたいと思いますというご答弁でした。ここで議事録の引用は終わります。

これが年度が替わり、今6月、9か月たった今も全ての聞き取りを終えていないということになります。最初に仕事のスピード感と言ったのはこのことであります。その後もしかして、私は聞いていませんが、聞き取りをしないという考え方に変わってしまったのか。そもそも聞き取りはするつもりがなかったのにリップサービスだったのかもしれないとか考えてしまいました。改めて必要性についての考え方についてお伺いしたいと思います。
〇議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいまスポーツ団体、そして文化団体の制度というのですか、遠征の必要性ということでご質問でございました。遠征補助の必要性につきましては、これから両協会に所属する団体の聞き取り把握を行いまして、その後必要に応じた対応を図ってまいりたいと考えておりますので、現状令把握していることについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。スポーツ協会に対しましては、所属する団体へ遠征費などの聞き取り把握を行う旨をお伝えしておりまして、その際にスポーツ協会の方がされたお話でもあります。今の現行の制度としましては、全道大会、全国大会に出場する費用を対象としておりまして、これは地区の予選などを勝ち上がって、そこで成績を残した者が次のステップに進んだ費用の一部というのを今は補助しているところであります。このように現行の制度を交えましてお話をさせていただいたところですけれども、その際には、先ほど議員さんがおっしゃっておりました車の免許返納に関連した遠征費の手当てということにつきましては、これにつきましてはスポーツ協会で対応していくということはなかなか難しいのではないかなというようなご意見は伺っております。また、担当では空知管内10市、中空知5町の補助制度を制定しています自治体に照会をかけておりまして、支援した大会などや、あと補助額について把握はしているところでございます。

また次に、文化団体に対しましては聞き取り把握を行っております。その中で項目として市外へ遠征する機会の有無ということについても確認しましたところ、空知管内の郷土芸術祭、そして北空知コーラス団体合同演奏会、この2つがございまして、市外へ遠征する機会としてこの2つのものに幾つかの団体が出演しているということが分かりました。その際の移動手段でございますが、把握している状況の中では、おおむねそれぞれ団体の中で自家用車の乗り合いでということでございました。

以上でございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 この質問の通告を見た際に、見慣れた人ならちょっと意地悪な質問だなと思った方も結構いらっしゃるのではないかなと思います。私がなぜ一般質問をしたのかということなのですけれども、本当はこの質問をしたくなかったのです。その理由を言います。実は今年の4月、私は教育委員会にお伺いしました。昨年の定例会での自分の質問内容が今年の予算にどのように反映されているかを確認したかったからです。その際教育委員会の幹部の方とお話をして、この文化団体とスポーツ団体の遠征費補助の質問について聞き取りを終えていないということが分かりました。ですので、その際継続して聞き取りをするよう教育委員会の幹部の方に再度お願いをしました。ですが、その後も聞き取りは止まっている状態でした。伺った4月からさらに2か月がたった今、この6月になっても各スポーツ団体に、スポーツ団体は22団体あるということですけれども、一つも確認がされていないというようなことで、各スポーツ団体にも確認したところ、教育委員会からの聞き取りはなかったというようなお話でした。この4月の段階で聞き取りを進めてくれているのであれば私は一般質問をすることはなかったのですが、していなかったので、悩みましたが、周囲とも相談させていただいた上で今回質問するしかないなと思ったのが理由であります。

改めてですが、私は当選1回の経験の浅い新人議員でありますが、だからといってやみくもに一般質問をしているわけではございません。もちろん市民に出向いて、私の支援者や困っている人などの切実な声を受けて、その声というのは本当に一部なのか、最大公約数のためになるのかと私なりに精査をした上で一般質問を作成しております。毎回質問するたびに、どのような答弁を引き出して、今後どのような方向に向かっていくのか、もらった答えを市民に返していくということも大事な仕事の一つであると考えております。今回は聞き取りすら終えていなかったということですから、昨年9月の段階の一般質問をした状態と同じで、何も前に進んでいないということと同じですから、あれはどうなったのと聞かれても、これを悩んでいる人や支援者に返せていないというのが私にとってはとても残念なことであります。改めて聞き取りの継続性についてお願いするとともに、完了の時期はいつ頃を目指しているのか、また教育委員会として検討を行い、今後予算要求をしていく考えがあるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいま聞き取りの継続性について、そして予算要求につなげていくということのご質疑でございます。まず、聞き取りの継続性についてでございます。これにつきましては、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、スポーツ団体の聞き取り把握については、これを継続して行うということは必要だということは認識しております。ですから、速やかに着手して、早急に取りまとめを行っていきたいと思います。予算要求

の考え方ということでございます。第1には、今ほど申し上げましたとおり、スポーツ団体の聞き取り把握を行って、しっかりと団体の実態を把握した上で検討を行っていきたいと考えております。議員さんが冒頭おっしゃっておりましたとおり、今現状としてはスポーツ団体、文化団体との制度の差があるということも、そこは認識してございますので、この点を踏まえまして、まずは今これから把握した資料を基に検討を十分に行いまして、そして他の自治体の例も参考にしながら必要に応じた対応を図っていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 、教育次長、聞き取りの完了の時期についても問われているので、 そちらをお答えいただけますか。

教育次長。

- ○教育次長 東 正人君 聞き取りの完了の時期ということでございます。今思ってございますのは、この議会が終わりましたら直ちに聞き取りを行いまして、そしていつまとまるのかということでございますが、それを集約して、7月中、これぐらいまでには分析も把握して行って、まずは現状把握をしたいと考えております。
- ○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。
- ○伊藤俊喜議員 聞き取りをするといった言葉というのは約束事と私の中では認識しております。ましてや、議会の中で組織のトップの発言というものはとても重いものがあります。最後に、全体を通して髙橋教育長のお考えについてお伺いいたします。
- ○議長 多比良和伸君 教育長。
- ○教育長 髙橋 豊君 (登壇) それでは、私から、今スポーツ団体、文化団体の聞き 取りの関係についてご質問がありましたので、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、種々お話があった中でスピード感ということでいけば、本当にこれがスピード感を持ってできたかどうかということになりますと、私が9月の議会で答弁をさせていただいた中身からいきますとこれは遅過ぎるという部分は感じています。9月の答弁をしたときの原課担当者との打合せの中では、まずは管内の状況、他市町村の状況把握をして、大きな団体、文化協会さんですとか、スポーツ協会さんですとか、そこにまずお話をさせていただくと、その上で各団体に聞き取り調査を行って、そしてそれを取りまとめると、そのことによって文化団体とスポーツ団体のどこがどう違っているのかと、ここを十分に把握すると、ここまで9月でお話をしていまして、それを踏まえてご答弁をさせていただきました。

今現在の現状としましては文化団体もスポーツ団体も管内の聞き取りは終わっております。他市町村の部分です。それと、大きな文化協会、スポーツ協会、ここまでのお話も済んでいます。文化団体については各団体全て聞き取りを終わって、取りまとめも終わっていると、スポーツ団体だけが各団体の聞き取りと取りまとめがこれからということでしたので、今ほど次長から7月をめどにということがありましたが、私はこの質問の趣旨をお

伺いしまして、とにかく早急にすぐにでも聞き取って、すぐに取りまとめてくれという話をさせていただいていますので、ただ聞き取りをしていないということは、聞き取る団体のご都合によってもしかすると少し遅れが生じるというのがあるので、7月末というような話をさせていただいていますが、そこに至る前にとにかくできるものは早く聞き取りをして取りまとめをさせていただくと、次の予算要求につながるかどうかというのは、これは比較検討させていただいてからということになりますので、この答弁だけは9月と同じということで、これは大変申し訳ないと思いますが、早急に対処させていただきたいと思います。

- ○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。
- ○伊藤俊喜議員 ありがとうございました。前回9月の一般質問の最後にも話させていただきましたけれども、改めて、ぜひ今後育ってくる子供たちのためにも、そして今現状で困っている団体もありますので、そういったスポーツ団体、文化団体のためにも一歩でも二歩でも改善していただきますようお願いしまして、この場における私の質問とさせていただきたいと思います。終わります。
- ○議長 多比良和伸君 一般質問は全て終了しました。
 - ◎日程第2 議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げま す。

改正の理由でありますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正 されたことに伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童 に係る職員配置の最低基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものでありま す。

初めに、改正の経過について若干申し上げますが、昨年12月に閣議決定された次元の 異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略の中に、保育所等における4歳以上児の 職員配置基準の改善として従前の児童おおむね30人に対して職員1人をおおむね25人 に対して1人とする改正が盛り込まれ、基準省令の改正に当たっては併せて満3歳児の同 基準についても従前の児童おおむね20人に対して職員1人をおおむね15人に対して1 人とする見直しが図られたことから、基準省令に沿って改正しようとするものであります。 なお、今回の改正に係る家庭的保育事業等につきましては、現在本市において当該事業を 行う事業者はございません。

次のページをお開き願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議 案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、 右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、今回改正す 4つの条項の新旧条文はいずれも同一の内容となっておりますので、一括してご説明申し 上げます。

第29条は小規模保育事業A型における職員の定め、第31条は小規模保育事業B型における職員の定め、第44条は保育所型事業所内保育事業所の職員の定めであります。4ページになります。第47条は小規模型事業所内保育事業所の職員の定めであり、いずれも第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に 支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、 第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合に おいて、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び 第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有するも のとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより議案第5号の質疑に入ります。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。 続いて、討論に入ります。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第3 議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- ○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第7号、砂川地区公 平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます工 藤英博氏は令和6年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条 の2第2項の規定に基づきまして次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き工藤英博氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。 履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 これより、議案第7号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。 本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第4 報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について ○議長 多比良和伸君 日程第4、報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告に ついてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) それでは、私から報告第4号 砂川市土地開発公社 の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、令和5事業年度でありますが、お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要は、庶務関係で、それぞれ記載のとおりであります。 決算につきましては、3ページ、4ページの損益計算書及び5ページ、6ページの貸借 対照表でご説明申し上げます。

初めに、3ページをお開き願います。1、事業収益、(1)公有地取得事業収益及び(2)土地造成事業収益はございません。(3)附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料、道央砂川工業団地の未造成地を資材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料等312万8,136円であります。(4)補助金等収益、1、土地開発公社

事業補助金収入は、令和3事業年度にあかね団地及びすずらん団地の分譲地は全て売却いたしましたので、ございません。したがいまして、事業収益合計は312万8,136円となったところであります。続きまして、2、事業原価はございません。これにより、事業総利益は312万8,136円になったところであります。

4ページの3、販売費及び一般管理費の(1)人件費11万4,720円に(2)経費27万6,567円を加えた合計は39万1,287円となり、前ページの事業総利益312万8,136円から販売費及び一般管理費を差し引いた事業利益は273万6,849円となったところであります。4、事業外収益は(1)受取利息の328円であり、5、事業外費用、(1)支払利息は短期借入金の支払利息144万1,989円であり、これらを事業総利益から差し引いた経常利益及び当期純利益は129万5,188円となったところであります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明申し上げます。 I、資産の部、 1、流動資産、 (1) 現金及び預金から (4) 完成土地等までの合計は4億8, 914万6, 846円であり、このうち (2) 未収金2億1, 770万5, 848円は令和3事業年度に砂川市へ売却した土地につきまして土地を収益として一括計上したことに伴い、令和4事業年度の未収金2億7, 770万5, 848円から令和5事業年度に砂川市から支払いを受けた6, 000万円を差し引いた額であります。 2、固定資産は、 (1) 有形固定資産、1、土地6, 441万7, 236円、 (2) 投資その他の資産、1、出資金1万円で、固定資産合計は10, 11, 12, 13, 13, 14, 15,

(4) 短期借入金明細表でありますが、期首残高合計8億2,900万円に対し、期末残高合計7億6,700万円であり、期間中に6,200万円を返済したところであります。

6ページにお戻りください。(2)前受金及び2、固定負債、(1)長期借入金はなく、負債合計は7億6,700万円であります。III、資本の部、1、資本金、(1)基本財産1,000万円は、砂川市からの出資金であります。2、欠損金、(1)前期繰越損失がマイナス2億2,472万1,106円、(2)当期純利益が129万5,188円であり、欠損金合計はマイナス2億2,342万5,918円となり、1、資本金及び2、欠損金の合計である資本合計マイナス2億1,342万5,918円が債務超過額となります。なお、負債、資本の合計は5億5,357万4,082円であり、5ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページはただいまご説明した貸借対照表の各項目、金額と一致する 財産目録、9ページはキャッシュフロー計算書であり、資金の流れを表示しております。

10ページは注記事項であり、11ページから17ページまでは明細表でありますが、

13ページ、(3)有形固定資産明細表は西3条南13丁目に所有する北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地について表示しています。他の明細表につきましては、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和6事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。第2条は、業務の予定量の定めであり、公有地を先行的に取得した土地の管理及び住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲、管理並びにその附帯等事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の定めであり、その予定額について総事業収益は312 万9,000円、総事業費用を92万7,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出の定めでありますが、資本的支出はございません。 第5条は、借入金の定めであり、借入金の限度額を14億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。令和6事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明申 し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益、1節道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への売却分と して令和3事業年度に一括計上しているため、ございません。

3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を 北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料178万4,000円に工業 団地内未造成地1万4,876平方メートルを骨材置場として北洋砂利株式会社に賃貸し ている賃貸料等134万4,000円を加えた312万8,000円であります。

4ページを御覧ください。4目補助金等収益はございません。

2項事業外収益、1目受取利息1,000円は、預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5ページを御覧願います。収益的支出につきましてご説明申し上げます。1款1項1目 公有地取得事業原価、2目土地造成事業原価、3目附帯等事業原価はございません。

6ページを御覧ください。2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で1節報酬11万円は会計士の報酬であります。2節費用弁償1万円は、監事及び会計士の費用弁償であります。

2目経費は、1節需用費1,000円から4節委託料20万円の合計31万7,000 円であります。

7ページをお開きください。 3 項事業外費用、1 目支払利息 4 9 万円は、借入金に対する支払利息であります。これに係る借入金の明細につきましては、1 6ページの短期借入金明細表をお開き願います。期首残高合計 7 億 6 , 7 0 0 万円、期末残高合計は 7 億 5 0 0 万円であります。

8ページにお戻り願います。資本的収入ですが、長期借入金はございません。

9ページの資本的支出はございません。

11ページを御覧願います。11ページ、12ページは予定損益計算書であり、1、事業収益は312万8,000円であり、2、事業原価はございません。これにより、事業総利益は312万8,000円となったところであります。

12ページ、3、販売費及び一般管理費は43万7,000円であり、これを事業総利益から差し引いた事業利益は269万1,000円であります。これに4、事業外収益1,000円を加え、5、事業外費用49万円を差し引いた経常利益及び当期利益は220万2,000円であります。

13ページをお開きください。13、14ページは、予定貸借対照表であります。I、 資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金、(2)未収金、(3)公有用地、(4) 完成土地等の流動資産合計は4億2,934万9,000円であり、2、固定資産合計6, 442万7,000円を加えた資産合計は4億9,377万6,000円であります。

続きまして、14ページであります。II、負債の部、1、流動負債、(1)短期借入金は7億500万円であります。次に、III、資本の部、1、資本金1,000万円、2、欠損金、(1)前期繰越損失マイナス2億2,342万6,000円、(2)当期純利益220万2,000円で、欠損金合計はマイナス26億2,122754,000円となり、1、資本金及び2、欠損金の合計である資本合計マイナス26億1,122754,000円が債務超過額となります。なお、負債、資本合計額は46億9,377万6,000円で、13ページの資産合計と一致いたします。

続きまして、15ページのキャッシュフロー計算書は資金の流れを表示しており、16ページには短期借入金明細表を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議 賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第5 報告第5号 事務報告書の提出について

○議長 多比良和伸君 日程第5、報告第5号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 報告第5号 事務報告書の提出についてご報告を申 し上げます。

令和5年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり、令和5年4月から

令和6年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで152ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第6 報告第6号 監査報告報告第7号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第6、報告第6号 監査報告、報告第7号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第6号及び第7号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で報告第6号及び第7号を終わります。

◎日程第7 意見案第1号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 について

意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元及び高校に関わる支援など教育予算確保・拡充と 就学保障の実現に向けた意見書について

○議長 多比良和伸君 日程第7、意見案第1号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元及び高校に関わる支援など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

[「説明省略」と呼ぶ者あり]

説明省略とのことでありますが、説明省略にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、説明を省略します。 これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。 続いて、一括討論に入ります。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。 これより、意見案第1号から第3号を一括採決します。 本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これで日程の全てを終了しました。 令和6年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月20日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員